

○財務省告示第二百三十八号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十四年六月十五日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年七月五日

財務大臣 安住 淳

一	名称及び記号	利付国庫債券（二年）（第三百十七回）
二	発行の根拠の法律及びその条項	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項、平成二十三年度における公債の発行の特例に関する法律（平成二十三年法律第六号）第二条第一項及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第七号）第六十九条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項、社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札で
三	振替法の適用等	
四	発行方法	

六

イ

発

行債別・入価入
及市参第札格
び場加Ⅱ第札格
国特者非争行
争額争額行争

九て基同九債のに九て基置要た円千国項の二四つ定う円額
億はづ法百に規関千はづ法なめ、九債の特十億いにち、面
九、き第三十六いにする百額発六源施日九つ定に年千はづ財、額
千額行十六て基法二面行十の策本日十いに関度九、き政、額
九面金利二億はづ律十金し九確を大九て基すにお九面行第、二兆
百金した条八、き第四万で利第に施災九、き法ける五額た条、四
四額付一六面行十円九付一関するからの百額した条、百七
十で利第百額発四万で利第に施災九、き法ける五額た条、百七
五九付一六面行十円九付一関するからの百額した条、百七
万千国債の五額た条、百七
円四に規万で利第一会八つ定別に興の万四付一行成十に規
百に規万で利第一会八つ定別に興の万四付一行成十に規
九つ定円八付一會八つ定別に興の万四付一行成十に規
十いに、千国項計億いに措必の万四付一行成十に規

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

年○・一パーセント
平成一十一年十月十五日
払期とし、次期
は、その銀額を、支
払期が、翌業日に
下、次号に、支
規、す、る、日、に、同、じ、て

十三
期利子

入札発
価格競
・第II
別参加
債市場
行及び
争入札
非入格
者・第I
特参加
国債市
札発競
非入格
入札発
入札発

十
イ一
発
行日

九
振替
額
最低
額

五万円
振替法の規定による
の記載又は記録は、
の記載による最低額
とす。整数倍の金額に
する。平成二十四年
六月十五日

額は、面金額に
それぞれ、の百円
に、募、つ、き、百
円、百、円、以、上
の

十九	十八	十七	十六	十五		十四
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限	後第二期子以
平成二十四年六月十五日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額に付き百円	平成二十六年六月十五日	る利息を支払う。前六ヶ月間に属す	い、その日以、各支十二ヶ月にお